

新見市公告第19号

新見市保育業務支援システム導入について、公募型プロポーザル方式による提案募集を行うため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び新見市契約規則（平成17年規則第51号）第4条第1項の規定により公告する。

令和4年10月28日

新見市長 戎 齊

1 業務の名称

新見市保育業務支援システム導入

2 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

3 受注者が行う業務の範囲

- (1) システム設定作業（基本設定及びデータ移行等システム稼働に必要な作業）
- (2) 発注者の指定するタブレット端末及びパソコンへのシステム設定（ネットワーク設定含む）
- (3) 各種操作マニュアルの提供
- (4) 各施設での操作研修会の実施
- (5) 運用及び保守の実施

4 参加しようとする者に必要な条件

- (1) 岡山県内に本社、本店、支社、支店又は営業所のいずれかを有すること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始または破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 新見市物品等入札参加資格を有していること。
- (5) 法人およびその役員が、新見市暴力団排除条例（平成23年新見市条例第10号）に規定する暴力団、暴力団員およびそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

- (6) 過去5年以内に保育所等を運営する他の地方公共団体において、導入・運用実績があるシステムであること。
- (7) これまでに1,000施設以上での導入・運用実績があるシステムであること。
- (8) (6)、(7)については、保育業務を総合的に支援するシステムの実績とし、システムの一部のみの導入や無償提供した場合は含めないこと。
- (9) 新見市保育業務支援システム導入仕様書に定める内容を遂行できること。

5 提案募集に必要な条件を記載した書類を閲覧できる場所

岡山県新見市新見310番地3 新見市福祉部子育て支援課

6 申請の受付期間及び場所

(1) 期間

令和4年11月10日までに参加表明書を提出し、令和4年11月17日までに企画提案書を提出すること。

(2) 場所

岡山県新見市新見310番地3 新見市福祉部子育て支援課

7 その他必要な事項

その他詳細については、新見市保育業務支援システム導入実施要領及び新見市保育業務支援システム導入仕様書を参照すること。